

証券コード 9696
平成26年6月10日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 生 駒 富 男

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォンタナ」
（開催場所は昨年と異なります。末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策及び日本銀行の金融政策により円高が是正され、輸出関連企業を中心に企業収益が改善し、株価の上昇を含め、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、原材料等輸入価格の上昇や日中関係の摩擦による貿易収支の悪化、電気料金等の値上げや消費増税等、景気の先行きは依然として不透明な状況下で推移しました。

当業界におきましては、生徒獲得に向けたサービス競争が強まるとともに、業界再編や新分野進出等の動きがより一層顕著になっております。

一方で、少子化ではあるものの家計における教育費は増加しているとともに、学習指導要領の改訂による授業時間数の増加や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、大阪市における塾代助成事業の拡大等、民間教育におけるマーケット拡大が期待される状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、「顧客満足度向上に向けた変革の年」をテーマに現場力の強化に取り組み、「生徒の成績向上と希望進路の実現」に注力することにより、顧客第一主義を実践してまいりました。

出店政策におきましては、企業収益の向上と体質の強化を目的として、校舎のスクラップ&ビルドを実施、顧客ニーズの高い指導形態の校舎の比率の拡大や、業態転換を行うことと合わせて、学齢層の拡大のため社会人を対象とした資格取得分野の充実やICT教育の推進などサービスラインを整備してまいりました。

また、コスト削減にも注力し、人員配置の見直しと人件費の削減、生徒数の変動や時間割の見直しに伴う適正校舎面積への移行による賃料削減、新聞媒体による広告から主要ポータルへの広告展開や教育イベントによる集客への移行等、広告宣伝費節減に取り組んでまいりました。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

(学習塾事業)

学習塾事業につきましては、顧客満足度向上に注力し、生徒のモチベーションのアップにより学力の向上と人間力の成長を図る教育手法として独自の意欲喚起教育EMS (the Educational Method of Self-motivation)の展開と成績向上に柱をおいた指導をまいりました。昨年12月には教育情報サイト「リセマム」の実施する顧客満足度調査で決定する「イード・アワード2013塾」において総合満足度関西第1位(最優秀賞)を受賞しました。また、校舎展開としては、市場動向に対応し、投資回収スピードの早い個別指導を中心に新規9校を開校するとともに、増床1校、統廃合12校、業態転換2校を実施してまいりました。

当連結会計年度の生徒数推移は期首より厳しい局面でスタートしておりましたが、対前年比で4月末時点の92.3%から3月末時点の96.6%と回復基調に戻り、期中平均生徒数は20,606名(前年同期比5.7%減)となりました。

これらの結果、売上高は84億2百万円(同5.9%減)、営業利益(セグメント利益)は10億80百万円(同1.2%減)となりました。

(高校・キャリア支援事業)

高校・キャリア支援事業につきましては、顧客満足度の向上と希望進路の実現を図るため、地域全体で生徒を育む取組みとして体験型実学教育を推進しており、地域に根差した授業を多様に取り入れたキャリア教育プログラム「ソーシャルトライアル」を展開し、魅力ある教育サービスの提供を通じて競合他社との差別化を推進してまいりました。

また、当事業につきましては、顧客志向の変遷に伴い、高認コースが減少している関係から商品ラインを変更し、従来の高認・サポート校中心のサービス提供から高校および社会人向け資格取得講座を主体としたサービス提供に業態転換しております。それに伴い、日中のみの開講形態から昼夜2回転の開講形態とし、省スペース化を意図して移転3校・減床5校・統廃合2校を実施することにより、経営効率の向上を図ってまいりました。

その結果、高校の期中平均生徒数は5,749名(前年同期比1.0%増)と増加を維持し、社会人を対象とした介護・保育・社会人基礎力育成等の資格取得講座を運営する「第一学院専門カレッジ」も順調に伸張しており、期中平均生

徒数は696名(同43.8%増)となりました。しかしながら、当事業全体としては、キャリア支援における従来タイプの高卒認定通学コース廃止に伴い、期中平均生徒数が6,880名(同8.8%減)と減少しました結果、売上高は44億1百万円(同13.1%減)、営業利益(セグメント利益)は2億52百万円(同53.3%減)となりました。

(その他)

その他につきましては、主に、広告事業、能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業に係る業績を計上しており、速読を主体とする能力開発事業は堅調に推移しましたが、企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業及びデジタル教育サービス事業を営む連結子会社の売上の未達やアプリケーション・プログラム開発等の追加投資により、売上高は14億60百万円(前年同期比11.1%減)、営業損失(セグメント損失)は36百万円(前年同期は営業損失65百万円)となりました。

以上の結果として、当連結会計年度の売上高は142億64百万円(前年同期比8.8%減)となりました。経費につきましては経費削減に注力し、売上原価が109億70百万円、販売費及び一般管理費が31億81百万円、経費合計141億51百万円(同7.8%減)と一定の効果を上げましたが、減収幅を補いきれず、営業利益は1億13百万円(同59.3%減)、経常利益は85百万円(同64.4%減)となりました。また、関係会社株式売却等による特別利益7億79百万円、不採算校舎および企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業、デジタル教育サービス事業を営む連結子会社の固定資産減損等による特別損失4億39百万円を計上するとともに、業績動向を考慮し、保守的に見直した結果、繰延税金資産を1億97百万円取崩したことにより、当期純損失は40百万円(前年同期は純損失76百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額（差入保証金等を含む）は4億82百万円であります。

学習塾事業では、新規開校投資として17百万円、校舎の増床投資として10百万円、校舎の営業形態変更リニューアル等により85百万円、また連結子会社のホームページ改修代等により1百万円を支出しております。

高校・キャリア支援事業では、キャンパスの移転投資として78百万円、校舎の営業形態変更等リニューアルにより30百万円、基幹システム更新版作成費用として31百万円、配信授業用システム機器等により2百万円を支出しております。

その他では、幼児教育部門における校舎リニューアル投資として8百万円、連結子会社における新規ソフトウェア及びサーバーの購入により2億5百万円を支出しております。

また、報告セグメントに分類されない本社管理部門で新規サーバーの購入等により9百万円を支出しております。

報告セグメント別での設備投資の総額は、学習塾事業で1億15百万円、高校・キャリア支援事業で1億43百万円、その他で2億14百万円、報告セグメントに分類されない全社部門で9百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

前項設備投資に係る所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により充当しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 の状況

当社は、当連結会計年度において持分法適用関連会社の株式会社翻訳センターの株式351,100株（同社発行済株式の20.84%）を売却し、同社を持分法適用の範囲から除外いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の経済状況は、消費税率引き上げの影響による消費マインドの低下や円安による原材料価格の値上がり等の懸念材料はあるものの、緩やかな回復傾向が続くものと予想されます。

当業界におきましては、少子化傾向の継続により、競合環境は更に激化し、業界再編も進むものと予測しております。

そのような中、当社グループの対処すべき課題としましては、競争力強化のため顧客満足度の向上に全力を尽くすとともに、既存講座の見直しと新規講座の開発、対象学齢層の拡大、ICT教育の推進等により集客力の拡大を図ります。また、マーケットの変遷及び競合への対応として校舎のスクラップ&ビルドを推進するとともに、適正サイズの校舎面積と要員数への移行等、事業構造の改革に着手し、継続的なコスト削減策を実施してまいります。

学習塾事業におきましては、前期中に実施しました授業研修強化、教員ランク制の導入、マイスター講師の授業WEB化等のサービス品質向上施策の深化を引き続き推進するとともに、高校部門への継続強化策として対象高校の授業内容に的を絞った高校部門の商品設置ラインの拡充、投資回収スピードの早い個別指導校を中心とした新規7校の開校、大阪市内の中学生を対象とした塾代助成事業への本格的な参画等を計画し、競合力の強化とドメインの拡大を図ってまいります。

高校・キャリア支援事業におきましては、商品ラインを従来の高卒認定通学コースから通信講座タイプにするなど、高校事業中心のサービス提供に切り替えております。また社会人を対象とした介護・保育・社会人基礎力育成等の資格取得講座を運営する「第一学院専門カレッジ」では堅調に生徒数も増加しております。特に試験制度の改訂に伴い、新たに設置しました介護実務者研修コースでは今後も社会的需要が拡大するものと考えており、展開校舎の拡大を図ります。一方、コスト低減による競争力強化のため適正な校舎面積と要員数への転換を図っており、次期につきましては減床移転4校、減床5校を計画しております。

その他におきましては、速読を主体とする能力開発事業が従来の民間教育機関系への販売に加えて、学校法人、専門学校への浸透を図るため、PC専用からタブレットへのマルチデバイス化と英語コンテンツ等の拡大を図ります。また、企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業及びデジタ

ル教育サービス事業につきましては、製品・サービスの選択と集中を図ることにより、既存顧客へのサービス品質・提案力を向上させるとともに、当期に人員の削減および固定資産減損を行った結果、固定費負担が大幅に改善される見通しであります。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第35期 平成22年度	第36期 平成23年度	第37期 平成24年度	第38期 (当連結会計年度) 平成25年度
売 上 高 (千円)	14,947,367	15,582,250	15,635,239	14,264,992
経 常 利 益 (千円)	1,194,813	797,064	241,448	85,995
当 期 純 利 益 (△は当期純損失) (千円)	238,834	135,618	△76,845	△40,773
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失) (円)	23.75	13.49	△7.64	△4.05
総 資 産 額 (千円)	15,245,968	14,299,701	13,495,864	12,505,954
純 資 産 額 (千円)	4,387,051	4,490,447	4,329,996	4,039,933
1株当たり純資産額 (円)	425.01	432.46	407.86	381.56

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(ご参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第35期 平成22年度	第36期 平成23年度	第37期 平成24年度	第38期 (当事業年度) 平成25年度
売 上 高 (千円)	12,600,009	12,545,373	13,133,470	11,961,660
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	939,362	633,637	157,355	△77,888
当 期 純 利 益 (千円)	215,688	203,746	89,552	19,009
1株当たり当期純利益 (円)	21.44	20.25	8.90	1.89
総 資 産 額 (千円)	12,576,739	11,675,870	12,193,577	11,573,463
純 資 産 額 (千円)	3,885,789	4,028,867	3,947,778	3,770,367
1株当たり純資産額 (円)	386.17	400.39	392.34	374.70

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 プ リ ー ズ	93百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 佑 学 社	53百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 学 習 受 験 社	25百万円	100.0%	同 上
株式会社レビックグローバル	81百万円	71.2%	企業内研修ポータル サイト・コンテンツ 開 発 販 売 事 業
株式会社グローバルゲート インスティテュート	200百万円	60.0%	デ ジ タ ル 教 育 サ ー ビ ス 事 業
株 式 会 社 S R J	46百万円	55.4% (35.3%)	速読・能力開発事業 キャリアサポート事業

(注1) 議決権比率の()は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外書しております。

(注2) 平成25年10月31日に株式会社SRJの株式15株(議決権比率4.8%)を栄光ホールディングス株式会社に売却しております。

(8) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは総合教育サービス企業として、次の教育サービスを主たる事業として営んでおります。

- ① 幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導並びに能力開発指導を行う「学習塾事業」
- ② 広域通信制単位制高等学校の運営及び高等学校卒業程度認定試験（高認）合格のための受験指導を行う「高校・キャリア支援事業」

(9) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

① 主要な事業所

本社	大阪市中央区
東京本部	東京都港区
事業拠点	合計197カ所

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
学習塾事業	大阪府	松原天美校、堺初芝校、瓢箪山校、金剛校、百舌鳥校、他	126
	京都府	宇治小倉校、京田辺校	2
	奈良県	奈良中央校、学園前校、王寺校、ファロス天理駅前教室、他	6
	兵庫県	武庫之荘校、ファロス伊丹駅前教室、他	10
	和歌山県	南海和歌山市駅校、紀ノ川校、ファロス南海和歌山市駅教室	3
	岐阜県	本荘校、陽南校、早田校、那加校	4
	広島県	広島本部校	1
小計	7府県		152
高校・キャリア支援事業	東京都	町田校、立川校、東京四ツ谷校	3
	千葉県	千葉校、柏校	2
	神奈川県	横浜校	1
	埼玉県	埼玉校	1
	山梨県	甲府校	1
	栃木県	宇都宮校	1
	群馬県	高崎校	1
	茨城県	水戸校、第一学院高等学校高萩校	2
	北海道	札幌校	1
	宮城県	仙台校	1
	秋田県	秋田校	1
	岩手県	盛岡校	1

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
高校・キャリア支援事業	新潟県	新潟校	1
	福島県	郡山校	1
	静岡県	静岡校、浜松校	2
	長野県	長野校	1
	富山県	富山校	1
	石川県	金沢校	1
	愛知県	名古屋校、豊橋校	2
	岐阜県	岐阜校	1
	三重県	四日市校	1
	京都府	京都校	1
	大阪府	大阪校	1
	奈良県	奈良校	1
	兵庫県	神戸校、第一学院高等学校養父校	2
	岡山県	岡山校、ファロス岡山駅前教室	2
	広島県	広島校	1
	愛媛県	松山校	1
	福岡県	博多校、小倉校	2
熊本県	熊本校	1	
小計	30都道府県		39
その他	大阪府	高槻校、千里中央校	2
	兵庫県	西宮校、宝塚校、芦屋校、御影校	4
小計	2府県		6
合計	31都道府県		197

② 主要な子会社の事業所（本店所在地）

(株)ブリーズ	大阪市中央区
(株)佑学社	大阪市生野区
(株)学習受験社	福岡市中央区
(株)レビックグローバル	東京都港区
(株)グローバルゲートインスティテュート	東京都港区
(株)S R J	東京都港区

(10) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	569名	29名減	40.6才	11.7年
女 性	194名	8名減	33.6才	6.4年
計または平均	763名	37名減	38.8才	10.4年

(注1) 当社の従業員数は590名（男性451名、女性139名）であります。

(注2) 上記のほか、非常勤講師2,047名及びパートタイマー245名（平成26年3月31日現在）がおりますが、総て当社の臨時従業員であります。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	533,803千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	515,936千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	215,632千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	180,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	159,112千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	150,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	135,000千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	129,500千円

(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年5月14日に、栄光ホールディングス株式会社との間で、学習塾事業におけるサービスの相互協力とICT教育関連並びに営業推進関連等における業務提携を目的として業務提携契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,760,000株
- ② 発行済株式の総数 10,062,272株（自己株式377,728株を除く。）
- ③ 株主数 2,504名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒントアンドヒット	1,238千株	12.30%
ウィザース社員持株会	692	6.88
株式会社増進会出版社	626	6.22
堀 川 直 人	466	4.63
堀 川 明 人	466	4.63
堀 川 一 晃	271	2.69
株式会社明光ネットワークジャパン	267	2.66
株式会社みずほ銀行	267	2.65
株式会社市進ホールディングス	220	2.18
日本生命保険相互会社	217	2.15

（注1）当社は、自己株式を377,728株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注3）平成26年3月31日現在の株主名簿によるものであります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	ほり かわ かず あき 堀 川 一 晃	(株)ブリーズ 代表取締役
代表取締役社長	い 生 こま とみ お 生 駒 富 男	
常務取締役	い 井 じり よし あき 井 尻 芳 晃	運営支援本部長 (株)学習受験社 代表取締役
取締役	やま ね じゅん いち 山 根 淳 市	第一教育本部長 (株)ブリーズ 取締役 (株)佑学社 取締役 (株)フォレスト 代表取締役
取締役	すげ の みち お 菅 の 野 道 夫	第二教育本部副本部長
常勤監査役	こ ばやし ひろ あき 小 林 博 明	
監査役	すみ た ひろ こ 住 田 裕 子	弁護士 エビス法律事務所 代表 (株)アイディーエス 社外取締役 (株)東京スター銀行 社外取締役 特定非営利活動法人長寿安心会 代表理事 内閣官房情報保全諮問会議構成員
監査役	わか まつ ひろ ゆき 若 松 弘 之	公認会計士・税理士 公認会計士若松弘之事務所 代表 千葉県行政改革審議会 委員 千葉県コンプライアンス委員会 委員 (株)イースタン 社外監査役 (株)ミクシィ 社外監査役

- (注1) 監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
- (注2) 監査役住田裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士活動を通じ、企業を統治する十分な見識を有するものであります。
- (注3) 監査役住田裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注4) 監査役若松弘之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額	摘 要
取 締 役	5名	107,102千円	—
監 査 役	3名	16,679千円	うち社外2名 6,000千円
計	8名	123,781千円	

(注1) 報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において取締役は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役は50,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額17,312千円(取締役16,407千円、監査役905千円)を含んでおります。なお、当事業年度末における役員退職慰労引当金の総額は402,443千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役住田裕子氏は、エビス法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役住田裕子氏は、㈱アイディーエス、㈱東京スター銀行では社外取締役を、特定非営利活動法人長寿安心会では代表理事を、内閣官房情報保全諮問会議構成員を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

監査役若松弘之氏は、公認会計士若松弘之事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役若松弘之氏は、千葉県行政改革審議会委員、千葉県コンプライアンス委員会委員、㈱イースタン社外監査役、㈱ミクシィ社外監査役を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会には下記のとおり出席しております。

両氏は、弁護士、公認会計士・税理士としてそれぞれ専門的な見地から諸課題に対して発言するほか、常勤監査役（取締役会及びその他重要会議に出席）とは、平時において監査役としての指摘、確認事案が発生すれば、その都度検討を行い、監査役会としての意見を形成しております。

社 外 監 査 役	取締役会（21回）	監査役会（9回）
監 査 役 住 田 裕 子	9回	8回
監 査 役 若 松 弘 之	9回	9回

④ 法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

28,500千円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社を含む全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- ② 取締役会については「取締役会規則」が定められており、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し法令定款違反行為を未然に防止する。
- ③ 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。またコンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。
- ④ 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 「文書管理規程」には保存・管理すべき文書の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定する。
- ② 取締役又は監査役からの閲覧要請に対し、本社において速やかに閲覧が可能な場所に保管するとともに、監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

- ② リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を統括委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を掌管する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- ② 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- ② 子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社に報告をもとめる事により、子会社の経営管理を行う。
- ③ コンプライアンス体制、情報管理・リスク管理等の統一と共有化を当社と子会社間で図り、経営の効率化を確保する。
- ④ 監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- ⑤ 企業集団全体として「社内通報保護規程」を適用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部統制監査室員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
- ② 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部統制監査室員は、その期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また監査役補助者はその期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、確認すべき事項があれば取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
- ③ 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- ④ 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの実現を目指しております。具体的には、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、WEB、ICT等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業づくりを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において、(1) で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧対応策」といいます。）の導入を決議しました。旧対応策は、平成23年6月開催の定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了したため、これを受けて、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を3年間更新することについて平成23年5月13日開催の当社取締役会で決議し、平成23年6月24日開催の定時株主総会で株主の皆様承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、という一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。次に、当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様

の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の60日以内の提供を大規模買付者に求めます。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。大規模買付者が必要情報の提供を完了した後は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成23年6月24日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

(4) 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

(2) に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(3) に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨を当社定款に規定しております。これに伴い、取締役の任期を1年と規定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき8円とさせていただきます。すでに、平成25年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり5円50銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり13円50銭となります。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,554,887	流動負債	4,891,589
現金及び預金	3,368,992	買掛金	253,415
売掛金	145,044	短期借入金	770,806
授業料等未収入金	435,568	一年内償還予定社債	203,000
商品及び製品	35,577	一年内返済予定長期借入金	405,202
教 材	61,733	リース債務	63,043
原材料及び貯蔵品	17,743	未払金	371,202
繰延税金資産	100,706	未払法人税等	160,601
その他	459,658	未払消費税等	16,907
貸倒引当金	△70,137	前受金	2,144,058
固定資産	7,951,066	賞与引当金	157,100
有形固定資産	4,246,206	資産除去債務	25,043
建物及び構築物	3,034,182	その他	321,207
土地	945,040	固定負債	3,574,431
リース資産	128,210	社 債	388,000
建設仮勘定	8,548	長期借入金	934,532
その他	130,224	リース債務	117,156
無形固定資産	409,106	退職給付に係る負債	1,180,662
ソフトウェア	318,824	役員退職慰労引当金	402,443
のれん	9,505	再評価に係る繰延税金負債	269
その他	80,776	資産除去債務	507,924
投資その他の資産	3,295,753	その他	43,442
投資有価証券	600,480	負債合計	8,466,020
長期貸付金	117,647	(純資産の部)	
差入保証金及び敷金	1,340,129	株 主 資 本	4,368,080
繰延税金資産	459,723	資 本 金	1,299,375
保険積立金	682,807	資 本 剰 余 金	1,517,213
その他	110,487	利 益 剰 余 金	1,695,216
貸倒引当金	△15,521	自 己 株 式	△143,724
資産合計	12,505,954	その他の包括利益累計額	△528,722
		その他有価証券評価差額金	139,167
		土地再評価差額金	△649,568
		退職給付に係る調整累計額	△18,321
		少数株主持分	200,575
		純資産合計	4,039,933
		負債及び純資産合計	12,505,954

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I. 売 上 高		14,264,992
II. 売 上 原 価		10,970,319
売 上 総 利 益		3,294,673
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,181,192
営 業 利 益		113,480
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,585	
受 取 配 当 金	16,720	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	6,368	
受 取 手 数 料	5,687	
イ ベ ン ト 協 力 金 収 入	6,709	
そ の 他	12,573	53,644
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,694	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	15,137	
そ の 他	23,297	81,130
経 常 利 益		85,995
VI. 特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	73,660	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	696,485	
持 分 変 動 利 益	9,199	779,346
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,356	
減 損 損 失 他	386,131	
そ の 他	32,988	439,475
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		425,865
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	334,881	
法 人 税 等 調 整 額	171,227	506,108
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		△80,242
少 数 株 主 損 失		△39,469
当 期 純 損 失		△40,773

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成25年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	1,880,393	△145,779	4,551,202
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△135,840		△135,840
当期純損失			△40,773		△40,773
持分法適用範囲の変動			△8,562		△8,562
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				2,054	2,054
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△185,177	2,054	△183,122
平成26年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	1,695,216	△143,724	4,368,080

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	土 地 再 評価 額	退 職 給 付 額 に 関 する 繰 上 償 還 額	そ の 他 利 益 累 計 額 合 計		
平成25年4月1日残高	199,746	△649,568	-	△449,821	228,614	4,329,996
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△135,840
当期純損失						△40,773
持分法適用範囲の変動						△8,562
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減						2,054
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△60,579	-	△18,321	△78,901	△28,038	△106,939
連結会計年度中の変動額合計	△60,579	-	△18,321	△78,901	△28,038	△290,062
平成26年3月31日残高	139,167	△649,568	△18,321	△528,722	200,575	4,039,933

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月26日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第38期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月26日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林 博 明 ㊟

監査役 住 田 裕 子 ㊟

監査役 若 松 弘 之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,522,865	流動負債	4,381,955
現金及び預金	2,497,702	買掛金	32,033
授業料等未収入金	423,062	短期借入金	760,000
商品及び製品	10,445	一年内償還予定社債	198,000
教 材	52,302	一年内返済予定長期借入金	283,908
原材料及び貯蔵品	12,441	リース債務	52,864
前払費用	195,176	未払金	421,327
繰延税金資産	84,038	未払費用	81,090
その他	261,937	未払法人税等	122,457
貸倒引当金	△14,240	前受金	2,062,847
固定資産	8,050,598	預り金	194,325
有形固定資産	4,111,976	賞与引当金	142,132
建物	2,910,087	資産除去債務	25,043
構築物	37,955	その他	5,925
車両運搬具	826	固定負債	3,421,140
器具及び備品	106,414	社債	388,000
土地	919,246	長期借入金	872,823
リース資産	128,897	リース債務	86,927
建設仮勘定	8,548	長期預り保証金	40,258
無形固定資産	280,195	退職給付引当金	1,031,631
ソフトウェア	235,535	役員退職慰勞引当金	402,443
リース資産	3,770	再評価に係る繰延税金負債	269
その他	40,889	資産除去債務	448,969
投資その他の資産	3,658,426	関係会社事業損失引当金	149,817
投資有価証券	584,081	負債合計	7,803,096
関係会社株式	541,978	(純資産の部)	
長期貸付金	311,228	株主資本	4,280,768
長期前払費用	43,409	資本金	1,299,375
差入保証金及び敷金	1,284,690	資本剰余金	1,517,213
保険積立金	672,793	資本準備金	1,517,213
繰延税金資産	409,521	利益剰余金	1,607,904
出資金	4,514	利益準備金	158,450
その他	7,785	その他利益剰余金	1,449,453
貸倒引当金	△201,577	繰越利益剰余金	1,449,453
資産合計	11,573,463	自己株式	△143,724
		評価・換算差額等	△510,400
		その他有価証券評価差額金	139,167
		土地再評価差額金	△649,568
		純資産合計	3,770,367
		負債及び純資産合計	11,573,463

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年4月1日)
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		11,961,660
II. 売 上 原 価		9,645,698
III. 売 上 総 利 益		2,315,962
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,219,824
IV. 営 業 利 益		96,137
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,559	
有 価 証 券 利 息	3,074	
受 取 配 当 金	49,536	
イ ベ ン ト 協 力 金 収 入	6,709	
そ の 他	14,495	82,375
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,810	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	56,116	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	149,817	
そ の 他	19,657	256,401
経 常 損 失		△77,888
VI. 特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	73,660	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	873,925	947,586
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,198	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	142,174	
減 損 損 失	200,888	
関 係 会 社 整 理 損	27,875	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23,403	410,540
税 引 前 当 期 純 利 益		459,157
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	270,745	
法 人 税 等 調 整 額	169,402	440,148
当 期 純 利 益		19,009

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
			別積立金	繰越利益剰余金					
平成25年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,450,000	116,285	1,724,735	△143,724	4,397,599	
事業年度中の変動額									
別途積立金の取崩				△1,450,000	1,450,000				
剰余金の配当					△135,840	△135,840		△135,840	
当期純利益					19,009	19,009		19,009	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△1,450,000	1,333,168	△116,831	-	△116,831	
平成26年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	-	1,449,453	1,607,904	△143,724	4,280,768	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日残高	199,746	△649,568	△449,821	3,947,778
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				
剰余金の配当				△135,840
当期純利益				19,009
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△60,579		△60,579	△60,579
事業年度中の変動額合計	△60,579	-	△60,579	△177,410
平成26年3月31日残高	139,167	△649,568	△510,400	3,770,367

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月26日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告をうけるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月26日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林博明 ㊟

監査役 住田裕子 ㊟

監査役 若松弘之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	ほりかわかずあき 堀川一晃 (昭和22年6月17日生)	昭和51年7月 当社設立 昭和51年8月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ブリーズ代表取締役	271,000株
2	いこまとみお 生駒富男 (昭和34年9月22日生)	昭和59年2月 当社入社 平成3年3月 当社教務指導室部長 平成5年3月 当社教務本部副本部長 平成5年6月 当社取締役教務本部副本部長 平成10年4月 当社取締役第一教育事業本部部長 平成11年4月 当社取締役第一教育本部副本部長 平成13年4月 当社取締役第二教育本部教育運営部長 平成13年6月 当社取締役第二教育本部部長 平成17年7月 当社常務取締役第二教育本部部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	9,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	い じり よし あき 井 尻 芳 晃 (昭和31年8月3日生)	昭和58年1月 当社入社 平成3年7月 当社総務部長 平成7年2月 当社総務本部副本部長 平成8年3月 当社総務本部長 平成8年6月 当社取締役総務本部長 平成9年7月 当社常務取締役総務本部長 平成10年4月 当社常務取締役管理統括本部長 平成18年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成22年4月 当社常務取締役経営統括本部長 平成23年4月 当社常務取締役運営支援本部長 平成26年4月 当社常務取締役統括支援本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社学習受験社代表取締役	49,000株
4	やま ね じゅん いち 山 根 淳 市 (昭和29年10月18日生)	昭和58年3月 当社入社 平成6年3月 当社第一教育本部統括第三部長 平成8年3月 当社第一教育本部副本部長 平成18年4月 当社執行役員第一教育本部長 平成21年6月 当社取締役第一教育本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ブリーズ取締役 株式会社佑学社取締役 株式会社フォレスト代表取締役	14,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
5	※ たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司 (昭和40年1月29日生)	平成9年6月 当社入社 平成19年4月 当社第二教育本部事業推進室長 平成19年10月 当社第二教育本部高校運営室長 平成24年4月 当社第二教育本部第一学院高等学校高萩校常務理事 平成25年4月 当社第二教育本部高校統括部長兼 高校事業部長 平成25年10月 当社第二教育本部副本部長兼高校 統括部長兼高校事業部長 平成26年4月 当社第二教育本部長 現在に至る	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現対応策」といいます。）を継続いたしました。

現対応策は、平成26年6月26日開催の定時株主総会（以下「今期定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了となります。

これを受けて、当社は、経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本対応策」といいます）を3年間更新することを、平成26年5月14日開催の当社取締役会で決議いたしましたので、お知らせいたします。

本対応策につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名全員が、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を表明しております。また、今期定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応策の有効期限を平成29年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、現在、当社株式等の大規模買付行為に関する申入れや提案等は、一切ありませんが、将来的にはその可能性も皆無ではないと考えています。現対応策の導入時の情勢と比較してみても、大規模買付行為は、未だ株主の皆様に対して十分な情報や判断の機会が与えられずに進められる場合があります。このような状況下、昨今の敵対的買収及びこれに対する対応策の議論の状況や他社の動向等も勘案して検討した結果、大規模買付行為が開始された場合、株主の皆様に対し十分な情報を提供するとともに、株主の皆様判断の機会を確保するために、当社取締役会において更新の決定に至ったものであります。

また、平成26年3月31日時点における当社の大株主の状況は、別紙1に記載の通りであります。当社の株主の分布状況は個人の株主を中心に広範にわたっております。従って、今後も、当社の発行する株式の流動性が増し、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

本対応策の更新に伴い、文言の修正等、若干の見直しを行っておりますが、本対応策の実質的な内容に変更はございません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様のご自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

II. 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の教育理念・経営理念及び企業価値の源泉

(1) 教育理念

当社は、1976年（昭和51年）「学研塾」（学習塾・現第一ゼミナール）の創業以来、幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導を行う「学習塾事業」、広域通信制単位制高等学校の運営及び在学生の教科指導や進路指導、国の検定である高等学校卒業程度認定試験の受験指導・進路指導、社会人を対象とした資格取得講座の運営を行う「高校・キャリア支援事業」を主たる事業として営み、さらに、WEB上の「仮想学

校」ともいうべきeラーニングなど近年急速に広がりを見せているICT教育事業や、ネイティブ教員とのふれあいを通じて国際感覚を養成する保育施設や小学生向けのオンライン英会話レッスンなどを展開するグローバル人材育成事業、右脳読講座の運営を中心とする能力開発事業へと事業分野を拡大してきました。こうした取組みの根底には、一人一人の生徒を育むことを重視する「1/1の教育」という当社独自の教育理念があります。当社は、上記の教育事業全般において、教育とは単に生徒の学力をアップさせる（教える）ことにはとどまらず、生徒の年齢や性別、能力等に応じて社会で活躍できる人（社会に貢献できる人）となれるように「育む」ことが重要と考えているものです。

このように、当社は、上記の教育理念のもとに、一貫して教育（人づくり）の分野で事業を展開してきたものであり、生徒・保護者と当社指導スタッフとの間で、これまでの指導実績（生徒の希望進路実現や成績向上などの成果）に裏打ちされた強固な信頼関係を構築してきております。また、生徒への働きかけを契機とした、「意欲喚起教育」も大きな成果を上げ、さらに生徒を地域全体で育む体験型授業など地域と一体化した独自の教育サービスの提供が一層の支持信頼の拡大に寄与してきております。結果として、他社との差別化が図られ、それぞれの分野で、また現状展開している地域での確固たる地位を築き、そのネットワークの拡大に努めてきております。

(2) 経営理念

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」を経営理念としており、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」ことをコーポレートビジョンとして掲げております。

教育事業を行う企業として、その企業価値を高めるためには、顧客の満足度を高めることが重要であり、そのためには顧客のニーズに応え続け、「顧客への貢献」を実現することが必要です。そして、当社の教員（社員）の教える能力と育む能力が高くなければ、期待される教育成果が上らず、結果として顧客の満足は得られません。そのため、当社社員の能力を高めることが必要不可欠であり、当社は社員の成長に貢献すること（社員への貢献）が必要となります。高い能力を有する社員は、顧客の満足度を高め、当社の業績の向上をもたらし、企業価値を高めることとなります。

また、当社は、広域通信制単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという役割を果たしており、各地域において健全な公教育の運営の一翼を担っていくために、単に短期的な利益の実現を目指すのではなく、中長期的な経営の安定と社会的貢献の視野に立った経営を行うことが必要となります。そして、当社がかかる公共的使命を果たすことにより社会的認知度と顧客信頼度を高めることが、当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

(3) 企業価値の源泉

顧客ニーズに対応した学力向上や上級学校への進学実績はもとより、「1／1の教育」という当社独自の教育理念に基づいて子供の将来を見据えた教育を行うことは、新たな教育市場を創出するとともに、他の教育事業者との差別化を図ることによって、当社の企業価値を高める要因となり得るものと考えております。

当社が、かかる教育理念に基づいて教育事業を展開し、顧客への貢献、社員への貢献を実現するとともに、公教育の一翼を担うものとして社会に貢献することによって経営理念を実現することができれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

また、当社及び当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）が、持続的な成長を実現していくためには、1976年（昭和51年）の創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役務提供能力（教養育む能力）並びに生徒・保護者及び地域社会その他の利害関係者との間に築かれた適切な信頼関係を維持することが必要不可欠であり、さらに、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要です。かかる挑戦を担うのは、当社が培ってきた、また、今後も経営理念に基づいてその成長を促していく社員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、こうした教育理念、経営理念、社員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

2. 企業価値向上への中長期的な取組み

(1) 中長期的な事業展開と企業価値向上

① 中長期的な取組みの方向性

当社は、以上の経営理念、教育理念のもと、「社会で活躍できる人づくり」を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究してきております。その取組みの基本スタンスは、理念の理解、共有に全社員で取組み、すべての業務に共通する行動規範ならびに行動ベクトルを共有し、「生徒第一・1/1」の実現によって、各地域での信頼獲得と生徒数拡大を目指していくというものです。

② 各事業分野での具体的施策

当社は、常に中長期的な視野を持って、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、ICT等による新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図っています。今後も中長期的な視点から、経営基盤を強固なものとするための競合優位に導く施策を実施し、これによって高いレベルでの顧客の満足と社員の満足の両立と、企業価値の向上を実現してまいります。そして、成果として得られた企業業績の向上による価値を株主・顧客・社員に対し還元していくことで、さらなる企業価値創造に結び付けてまいります。

（「学習塾事業」部門）

学習塾事業においては、集団指導や個別指導といった、生徒・保護者の多様な教育ニーズに応え得るサービスの提供を拡充するとともに、中学受験・高校受験・大学受験と一貫して、モチベーションのアップにより学力の向上と人間力の成長を図る教育手法で成績向上に柱を置いた指導を実現してきております。また、顧客満足度向上のため研修強化や教員ランク制の導入など授業品質向上をはじめとする教育サービス全体の品質向上を目指した各種施策と、顧客ニーズの高い個別指導校舎の出店戦略に加え、ICTを活用した授業の拡充により、競合力の強化を図りつつ、一層の認知拡大と収益の拡大に結びつけてまいります。

（「高校・キャリア支援事業」部門）

高校・キャリア支援事業においては、平成24年4月に通信制高校子会社2社を吸収合併し、新ブランドへの名称統一と合わせて、シナジー拡大と経営効率の向上を図り、新規入学生の増加に向けて、新しい生徒募

集ルートの開拓を進めてまいりました。今後も通信制高校の特性を活かした学習機会の提供を行ってまいります。あらたに地域に根差し、地域全体で生徒を育む教育プログラムを展開し、社会人向けには介護・保育・社会人基礎力育成等の資格取得講座を展開するなど魅力ある教育サービスを提供し、競合他社との差別化を図ってまいります。

(その他)

その他においては、WEB上での各種教育サービスを提供する事業者や教育機関との提携による「仮想学校」など、ICTを活用した新たな教育サービスを当社グループ全体で提供してまいりました。今後もICT教育プラットフォームの提供を本格的に進め、学校・学習塾及び資格系・英会話系等の専門教育機関に加え、企業向け新入社員教育及び営業支援向け社内教育や、児童英語教育サービスの教材や特許権を取得している速読の能力開発教材・システムの販売を行い、新たなビジネスモデルの展開による積極的な市場開発を目指してまいります。

③ 当社事業モデルの社会的価値について

上記のような具体的な施策は、すべて社会で活躍できる（社会で貢献できる）人づくりという観点から策定されたものであります。景気回復の兆しが出つつあるものの将来への不安感が依然として大きく、ニートやフリーターが社会的な問題である中、社会的見地からも社会性・公共性を含んだ、意義の大きい施策と言えます。また、キャリア教育が欧米に比べて不十分なわが国の公教育を補うことはもとより、さらに将来に向けて夢を持ち続ける子供たちの支援活動という意味で、極めて公共性の高い事業となっております。

(2) コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、株主及びステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。

当社はコーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また、取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに、取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、

企業価値向上を目指し業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やI R 拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

また、当社はコンプライアンスの徹底策として、平成18年5月19日に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程（平成21年2月18日付で緊急事態リスク管理規程から改定）・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおり、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

コーポレートガバナンスに関する詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

(http://www.with-us.co.jp/topics/pdf/corporate_20140514.pdf)

以上、これらの中長期的な取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものと考えます。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策更新の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取組みとして更新されるものです。

上記のとおり、当社グループが、経営理念（上記Ⅱ 1(2)をご参照下さい。）を実現させるとともに、企業価値を向上させるためには、専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役員提供能力（教育育む能力）、生徒・保護者及び地域社会その他の利害関係者との間に築かれた適切な信頼関係を維持すること、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造を行うことが必要不可欠です。これらが、当社株式等の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社は広域通信制単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという公共的役割を果たしており、当社株式等の大規模買付行為を行う者が公共的使命についての認識を共有しないとすれば、当社グループの社会的信頼を損ね、当社の企業価値を毀損する結果につながる可能性もあります。

さらに、外部者である買付者からの当社株式等の大規模買付行為の提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

以上より、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受けること、また、代替案の提示を受ける機会の確保につながり、これにより株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止するものと考えております。

なお、当社の株主構成において、当社創業者及びその関係会社と関係者（以下、「当社創業者関係者ら」といいます。）の当社株式の保有割合は、現在、合計で23.38%であります。その保有割合が50%を下回っていることに鑑みますと、今後、当社株式に対して企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大量買付行為が行われる可能性は十分に有り得るものと認められ、また、当社創業者関係者らの保有割合も譲渡又は相続等各々の事情に基づき減少していく可能性も否定できません。

以上の次第で、大規模買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本対応策を更新することといたしました。

2. 本対応策の対象となる当社株式等の買付行為

本対応策の対象となる当社株式等の大規模買付行為とは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株式等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は②当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は②特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株式等保有割合又は株式等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

3. 大規模買付ルールの概要

本対応策における大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会（下記4.（1）にて定義いたします。以下同じ。）を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というものであり、その具体的内容は以下のとおりです。なお、本対応策に関する手続の流れにつきましては、別紙2にその概要を図の形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にてご提出いただきます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会（本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成され、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置の発動の可否等について、当社取締役会の諮問に対して勧告を行います。詳細は下記5.（1）をご参照下さい。以下同じ。）が妥当と認める文言とします。

- ① 大規模買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主及び投資家の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたしますので、大規模買付者には、リストに

従って十分な情報を日本語で当社に提供していただきます。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、ならびに当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただく場合があります。）
- ③ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を含みます。）

⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針

⑦ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報のリストの交付後、大規模買付者には、当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の大規模買付情報を提供していただき、当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします（以下「大規模買付情報提供期間」といいます。）。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は上限を30日間とします。）。他方、当社取締役会は、大規模買付情報提供期間満了前であっても大規模買付情報の提供が完了した場合には、直ちに大規模買付情報提供期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。大規模買付者から提供された大規模買付情報が十分か否か、当社取締役会が要求した大規模買付情報の内容・範囲が妥当か否か、大規模買付情報の提供が完了したと判断できるか否か、及び大規模買付情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会の勧告等（下記Ⅲ. 5. (2)に定義いたします。以下同じ。）を最大限尊重した上で決定いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実等を、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報につき、当社取締役会が株主及び投資家の皆様の判断のために必要であると認めた場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合または大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(3) 当社取締役会における評価・検討、意見の開示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後、または下記4．(3)により株主意思確認総会を開催する場合には株主意思確認総会終了後、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされた後のみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら、当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益を向上させるものか否かという観点から、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記4．に記載の当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、必要な範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は上限を30日間とします。）。この場合、当社取締

役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款上認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、及び対抗措置発動の適否・対抗措置の内容については、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。

なお、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合でも、当社取締役会は、下記(3) b. に定める要領（ただし、かかる場合、下記(3) b. に記載する独立委員会に対する諮問を行わないこともできるものとします。）に従って当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

a. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。ただし、下記 b. または c. に該当する場合を除くものとします。

b. 取締役会による対抗措置発動の場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断した場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため、当社取締役会の決定により、例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

なお、大規模買付者により、当社取締役会が当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合でも、当社取締役会は、下記(3) b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株式等を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業活動に必要な資産、知的財産権、ノウハウ、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に廉価で移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社のグループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処

分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合

- ⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的の二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付け等の株式等の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値の維持向上のため不可欠な生徒を始めとする顧客、取引先、従業員、地域社会等との信頼関係が害され、当社企業価値ひいては当社株主の共同の利益の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

c. 株主意思確認総会による意思確認

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会が、
(i) 上記 b. の①ないし⑦に該当するおそれがあるなど、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあると判断した場合、(ii) 大規模買付行為における株式等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれに限られない）が当社の企業価値に照らして不十分または不適切であると判断した場合、(iii) その他対抗措置の発動につき株主の皆様のご意思を確認するのが相当であると判断した場合には、下記(3) b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくことができます。ただし、株主意思確認総会の招集に先立って、独立委員会現任委員の全員の一致によって、当該株主意思確認総会を招集する必要がない旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従うものとします。

なお、当社取締役会が大規模買付者の提案が株主共同の利益を向上させる提案であると判断した場合には、株主意思確認総会で株主の意思を問うまでもなく直ちに對抗措置の不発動を決議するものとします。

(3) 對抗措置を講じる場合の手続

- a. 上記4. (1)に記載のとおり当社取締役会の決定により對抗措置を講じる場合、並びに上記4. (2) b. に記載のとおり当社取締役会の決定により對抗措置を講じる場合には、對抗措置を講じるに先立ち、当社取締役会は對抗措置の発動の当否について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、当社取締役会に対して勧告等を行うものとします。これを受けて、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、對抗措置を発動するか否かについて、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。当社取締役会は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会は、上記の勧告等を行うに際し、對抗措置を発動すべきか否かについて株主意思確認総会を招集すべきである旨の勧告を行うことができるものとします（以下「株主意思確認総会招集勧告」といいます）。独立委員会から株主意思確認総会招集勧告があった場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、4. (3) b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、對抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくものとします。

- b. 上記4. (2) c. または上記4. (1)なお書きあるいは上記4. (2) b. なお書きに記載のとおり株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集するに先立ち、当該株主意思確認総会開催の当否について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該諮問事項について、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、独立委員会現任委員の全員が当該株主意思確認総会の開催を不要と判断したときは、当社取締役会に対して株主意思確認総会の開催を不要とする旨の勧告（以下「株主意思確認総会不要勧告」といいます。）を行うものとします。

ただし、独立委員会は、一旦株主意思確認総会不要勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告

を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものとします。

株主意思確認総会不要勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとします。

この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

株主意思確認総会不要勧告がなされなかった場合（株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告がなされた場合を含みます。）には、当社取締役会は以下の要領に従って、株主意思確認総会を開催するものとします。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を定め、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ③ 株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によって決するものとします。
- ④ 当社取締役会は、株主意思確認総会において発動の是非を御判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定の上、公表します。
- ⑤ 大規模買付者は、株主意思確認総会が終結し、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは当社株式等の買付を開始してはならないものとします。なお、大規模買付者が当社取締役会決議時までには当社株式等の買付を開始した場合には、当社取締役会は、上記4. (1)の定めに従い、対抗措置を発動することができるものとします。
- ⑥ 株主意思確認総会の結果はその決議後速やかに開示するものとしたします。

対抗措置の発動が承認された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会の決議に従って、遅滞なく対抗措置の発動を決定するものとしたします。

- c. 当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てを選択した場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てをする場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件としたり、当

該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社は、独立委員会規程（概要につきましては別紙4をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。

なお、現在の独立委員会3名は本対応策への更新後も引き続き独立委員会委員として就任予定です（略歴につきましては別紙5に記載のとおりです。）。

また、独立委員会の委員に異動が生じた場合には、当社取締役会は、その旨を速やかに開示いたします。

(2) 独立委員会の勧告等の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付ルールが遵守されている場合でも当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか、また、対抗措置の発動の当否、一旦発動した対抗措置の停止の当否等本対応策にかかる重要な事項及びその他本対応策にかかる事項（以下「諮問事項等」といいます。）について、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、大規模買付者が出現した場合において、当社取締役会は諮問事項等について、独立委員会に諮問又は照会を行います。独立委員会は、諮問事項等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為については、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告または

意見（以下「勧告等」といいます。）を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

また、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

(3) 対抗措置発動の停止等

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

反対に、大規模買付行為又はその提案に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて当該大規模買付行為に関する勧告等を求め、独立委員会の再勧告等を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応策の更新手続き、有効期間、廃止及び変更

本対応策の更新について今期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきました場合、本対応策の有効期間は、今期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応策の更新については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、必要に応じて本対応策に変更する必要があることがあります。原則として、株主総会において改めて出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただいた上で、変更するものとしたしますが、本対応策の内容及びその趣旨を変えず、かつ、当社株主に不利益を与えないことが明らかな場合には、独立委員会の承認を得た上で、取締役会の決議により本対応策を変更する場合があります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

7. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、

株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注目をお願いいたします。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役が上記4.に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。また、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。株主の皆様が新株予約権の行使期間内に金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。また、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項に従い新株予約権を取得することを決定した場合には、当該新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提出を求めることがございます。

上記のほか、割当方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様が割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

IV. 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

1. 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿うものといえます。

2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記 I. に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を

尊重することを前提としています。本対応策は、このような基本方針の考え方に沿って設計されるとともに、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」の第403条に定める尊重義務を全て充足しております。さらに、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計しているものであり、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、当社は、株主の皆様のご意思を反映するため、今期定時株主総会において、本対応策の更新に関する議案をお諮りさせていただきます。さらに、本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本対応策を廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本対応策の更新及び廃止は、株主の皆様のご意思に沿うものとなっております。この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

3. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役会で構成される当社取締役会により、本対応策を廃止することが可能です。

したがって、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請

や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の更新を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであると考えております。

以 上

当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

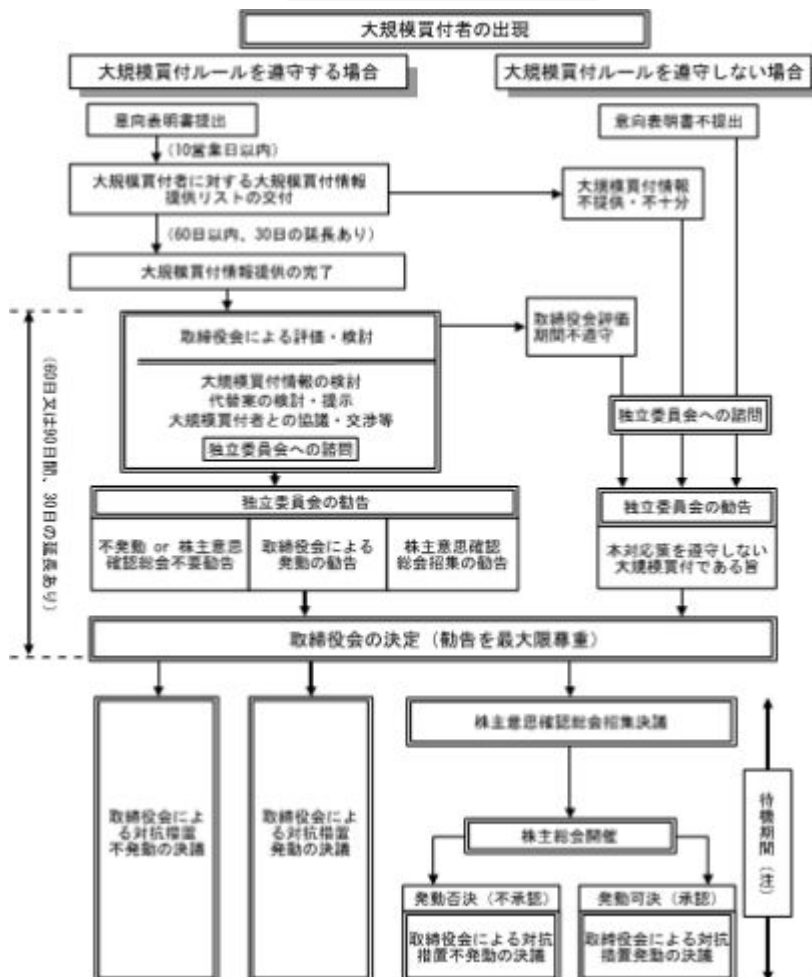
株 主 名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ヒントアンドヒット	1,238,000	11.86
ウィザス社員持株会	692,652	6.63
株式会社増進会出版社	626,400	6.00
堀川 直人	466,000	4.46
堀川 明人	466,000	4.46
堀川 一晃	271,000	2.60
株式会社明光ネットワークジャパン	267,900	2.57
株式会社みずほ銀行	267,000	2.56
株式会社市進ホールディングス	220,000	2.11
日本生命保険相互会社	217,000	2.08

(注) 上記のほか、当社が自己株式378,728株を保有しております。

なお、自己株式378,728株は株主名簿記載上の株式数であり、平成26年3月31日現在の実保有株式数は377,728株であります。

以 上

本対応策に関する手続の流れ



注： 待機期間とは、当社取締役会が本対応策Ⅲ. 4. (2) c. に従い株主意確認総会の招集決議をしたときから、本対応策Ⅲ. 4. (3) b. に定める要領にしたがって開催する株主意確認総会が終了し、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでの期間をいいます。

以上

新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）に行使を認めないことを新株予約権の行使条件として定める。その他行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 当社による新株予約権の取得

(ア) 大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）、新株予約権の行使ができない者以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。

(イ) 新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認める場合には、当社が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得できる旨を定めることがある。

(ウ) その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

独立委員会規程の概要

(1) 設置決議機関

独立委員会は当社取締役会の決議により設置するものとする。

(2) 委員

① 員数

独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は3名以上とする。

② 資格

公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、有識者は、会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれに準ずる者とする。

③ 任期

独立委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

(3) 決定の方法

株主意思確認総会不要勧告の決定を除き、独立委員会における勧告等の決定は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

株主意思確認総会不要勧告の決定は、現任の独立委員全員の一致により行う。

(4) 委員会の業務

独立委員会は、大規模買付行為に関連して当社取締役会から諮問又は照会された事項について検討を行い、当社取締役会に対し、勧告又は意見する。勧告又は意見には、当該勧告等に至った理由及び根拠を付す。

(5) その他

独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴

本対応策更新時の独立委員会の委員は、以下の3名が就任いたします。

住田 裕子（すみた ひろこ）

昭和26年6月21日生まれ

昭和54年4月	東京地検検事任官
昭和62年4月	法務省民事局付検事
平成元年10月	法務大臣秘書官
平成8年4月	弁護士登録
平成15年4月	独協大学特任教授（平成19年3月まで）
平成17年6月	当社監査役（現）
平成22年4月	特定非営利活動法人 長寿安心会 代表理事（現）
平成23年9月	エビス法律事務所開設（現）
平成26年4月	衆議院議員選挙区画定審議会委員（現）

松田 純一（まつだ じゅんいち）

昭和35年5月4日生まれ

平成5年4月	弁護士登録、馬場法律事務所（現：馬場・澤田法律事務所）入所
平成12年4月	日本弁護士連合会代議員就任
平成14年4月	跡見学園女子大学マネジメント学部 非常勤講師 「経営法務」担当（平成17年7月まで）
平成14年8月	松田純一法律事務所（平成16年5月松田綜合法律事務所 所に名称変更）開設（現）
平成18年10月	千葉商科大学大学院修士課程特別講師
平成20年4月	特定非営利活動法人遺言・相続リーガルネットワーク 理事長（現）
平成26年4月	東京弁護士会副会長（現）

若松 弘之（わかまつ ひろゆき）

昭和46年9月20日生まれ

平成7年4月	監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ） 東京事務所（国内監査部門）入所
平成10年4月	公認会計士登録
平成20年10月	公認会計士若松弘之事務所開設（現）
平成21年10月	千葉県行政改革審議会（平成26年8月 千葉県行政改 革審議会委員に名称変更）委員（現）
平成21年11月	千葉県コンプライアンス委員（現）
平成22年4月	ビジネスブレークスルー大学講師（平成26年3月ま で）
平成22年8月	税理士登録

※上記3氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

※当社は、住田裕子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役菅野道夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
菅野道夫	平成21年6月 当社取締役 現在に至る

第4号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを平成26年5月14日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第1号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役堀川一晃、生駒富男、井尻芳晃、山根淳市の4氏及び任期中の監査役小林博明氏に対し、当社所定の基準により相当額の範囲内で、退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を行うことにつきましてご承認を賜りたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきまして、取締役につきましては取締役会に、取締役、監査役を歴任した小林博明氏につきましては、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
ほり 堀	かわ 川	かず 一	あき 晃	昭和51年8月 平成21年6月	当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 現在に至る
い 生	こま 駒	とみ 富	お 男	平成5年6月 平成17年7月 平成21年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役社長 現在に至る
い 井	じり 尻	よし 芳	あき 晃	平成8年6月 平成9年7月	当社取締役 当社常務取締役 現在に至る
やま 山	ね 根	じゅん 淳	いち 市	平成21年6月	当社取締役 現在に至る
こ 小	ばやし 林	ひろ 博	あき 明	平成5年6月 平成22年6月	当社取締役 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区西心齋橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォントナ」



●地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線心齋橋駅下車（⑧番出口）